

諮 問 書

佐市教委学教第1378号
平成29年12月20日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市教育委員会
教育長 東島 正明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、保有個人情報の目的外利用及び外部提供の可否について下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 諮問内容
全国学力・学習状況調査の6年生個人票を進学先の中学校に送付することについて（個人情報の目的外利用及び外部提供について）
- 2 情報所管課
学校教育部学校教育課（小学校）
- 3 情報利用課
学校教育部学校教育課及び進学先中学校（国県私立中学校を含む）
- 4 目的外利用を行う個人情報の内容
 - （1） 個人票コード
 - （2） 個人番号
 - （3） 氏名
 - （4） 国語A・国語B・算数A・算数Bの設問別結果
上記の内容が記載された紙媒体を提供する。

5 目的外利用の目的

各学校においては、小学校調査の結果等について学校間（小→中）での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

佐賀市教育委員会においては、小学校調査と中学校調査の結果の関係について継続的に把握・分析し、その結果を踏まえて教育施策の改善・充実に取り組むことができる。

6 目的外利用を行う個人情報が必要とする背景

平成29年度実施の全国学力・学習状況調査から、文部科学省において、同一児童生徒の小学校調査と中学校調査の関係について分析を行い関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することができるようになった。

この分析結果を得るには、小学校時の個人票コードを中学校3年生時の調査で入力することが必要である。そのため進学先の中学校に個人票コードを送付することになる。なお、個人票は指導要録等とは取扱が異なり、関係法令の適用を受けない。

7 目的外利用を行う個人情報に関する取扱と活用方法

(1) 個人情報の取扱方法

各小学校から6年生の個人票を進学先の中学校へ送付する。中学校は新入生の情報（6年生時の個人票）を金庫等で保管する。

(2) 成果情報の活用について

平成29年度に実施した6年生の個人票コードを、平成32年に実施する中学3年生時の全国学力・学習状況調査で入力することで、以下の情報を得ることができる。

- ① 小学校調査と中学校調査の各教科の正答率の推移
- ② 小学校調査と中学校調査の各設問を学習学年ごとに分類したもの
- ③ 教科ごとの正答数を学力層に区分した場合に、小学校から中学校への学力層の推移
- ④ 学習状況等に関する児童生徒質問紙の回答の変化

8 目的外利用期間 平成30年3月～

